

平成30年度ふれあい福祉センター「暮らしの専門相談所」予定表

※ 弁護士・司法書士との相談の場合は、あらかじめ予約が必要です。電話611-2840で予約をお願いします。なお、弁護士・司法書士との相談は一人30分程度が目安ですので、時間を有効に使うためあらかじめ相談内容をまとめてくださると助かります。

相談内容 と受付 時間			心配ごと相談	人権相談	行政相談員	弁護士	司法書士相談	高齢者・児童・障がい者	DV、消費生活相談
			13:00～15:00	9:00～15:00	9:00～12:00	10:00～15:00	13:00～15:00	9:00～15:00	13:00～15:00
4	13	金		人権擁護委員	行政相談員	弁護士			
	17	火						○	
5	11	金		人権擁護委員	行政相談員	弁護士会			
	15	火						○	
	25	金	民生委員						
6	1	金		人権擁護委員					
	8	金		人権擁護委員	行政相談員	弁護士会			
	19	火						○	
	22	金					司法書士		
7	13	金		人権擁護委員	行政相談員	弁護士会			
	17	火						○	
	27	金							行政書士・消費生活 アドバイザー
8	10	金		人権擁護委員	行政相談員	弁護士			
	21	火						○	
	24	金	民生委員						
9	14	金		人権擁護委員	行政相談員	弁護士会			
	25	火						○	
10	12	金		人権擁護委員	行政相談員	弁護士会			
	16	火						○	
	23	火					司法書士		
11	9	金		人権擁護委員	行政相談員	弁護士会			
	20	火						○	行政書士・消費生活 アドバイザー
	30	金	民生委員						
12	7	金		人権擁護委員					
	14	金		人権擁護委員	行政相談員	弁護士			
	18	火						○	
1	11	金		人権擁護委員	行政相談員	弁護士			
	15	火						○	
2	8	金		人権擁護委員	行政相談員	弁護士			
	19	火						○	
	22	金	民生委員						
3	8	金		人権擁護委員	行政相談員	弁護士			
	19	火						○	